平成 17 年度振動規制法施行状況調査について(お知らせ)

平成18年12月26日(火) 環境省水・大気環境局大気生活環境室

(直通 03-5521-8299)

(代表 03-3581-3351)

室長 内藤 克彦 (内線 6540)

補佐 藤本 正典 (内線 6543)

担当 田中,村橋,迫越(内線6546)

環境省は,全国の都道府県等の報告に基づき,平成17年度における振動苦情の状況及び振動規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

(1)振動苦情の状況

振動苦情の件数は, 平成 17 年度は 3,599 件(前年度 3,289 件)で, 前年度に比べ 310 件(約 9.4%)増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると,建設作業が最も多く 2,184 件(全体の約60.7%), 工場・事業場が 782 件(約21.7%), 道路交通が 316 件(約8.8%)等であった。

前年度と比較すると,<u>建設作業に係る苦情が252件,工場・事業場に係る苦情</u>が13件,道路交通に係る苦情が12件増加した。

(2)振動規制法の施行状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は,平成17年度末現在,全国の市区町村の約67.5%に当たる1,244市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場(特定工場等)の総数は平成 17年度末現在で全国 122,460件(前年度 121,204件)であった。特定工場等に対す る法に基づく立入検査は 158件(前年度 176件)行われた。この他,行政指導が 195件(前年度 209件)行われた。

また,同法に基づき届出された建設作業(特定建設作業)の総数は32,680件(前年度31,064件)であった。特定建設作業に対して法に基づく立入検査は542件(前年度510件)行われた。この他,行政指導が719件(前年度671件)行われた。

1.目的

環境省では,振動防止行政の一層の推進を図るため,毎年度,全国の都道府県,指定都市,中核市,特例市及び特別区を通じ,振動に係る苦情の状況,振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い,その結果を取りまとめている。

2.調査結果

(1)地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成 17 年度末現在 1,244 市区町村で,全国の市区町村数の約 67.5%に相当する。(表 1)

表 1 地域指定の状況(平成17年度末現在)

	市	X	町	村	計
全市区町村数	777	23	846	198	1,844
振動規制法地域指定	739	23	446	36	1,244
割合(%)	95.1%	100.0%	52.7%	18.2%	67.5%

(2)振動苦情の状況

苦情件数の推移

平成 17 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,599 件であった。これは, 平成 16 年度 (3,289 件)と比べて 310 件, 約 9.4%の増加となる。(図 1)

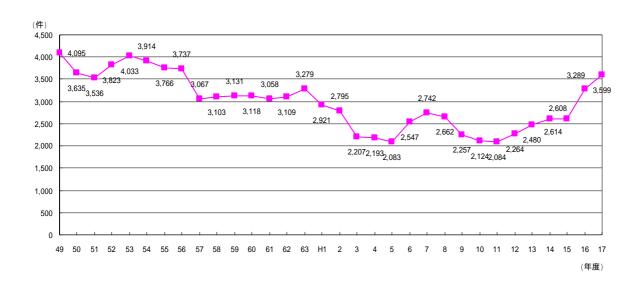


図1 振動苦情件数の推移

都道府県別の苦情件数

苦情件数を都道府県別に見ると,東京都の899件が最も多く,次いで大阪府が386件,神奈川県が378件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の約62.6%に達するなど,大都市を有する地区における苦情が大きな割合を占めた。(表2,表3)

発生源別の苦情件数

苦情件数を発生源別に見ると,建設作業が 2,184 件(約 60.7%)で最も多く,次いで工場・事業場 782 件(約 21.7%),道路交通 316 件(約 8.8%),鉄道 78 件(約 2.2%)の順となっている。(図 2,図 3)

また,平成 16 年度と比較すると建設作業に係る苦情が 252 件,工場・事業場に係る苦情が 13 件,道路交通に係る苦情が 12 件増加した。

表 2 都道府県別苦情件数 (上位 5 都道府県)

順	苦情	件数	順	人口100	万対件数
位	都道府県	件数	位	都道府県	件数
1	東京都	899	1	東京都	71
2	大 阪 府	386	2	大 阪 府	44
3	神奈川県	378	3	神奈川県	43
4	埼 玉 県	299	4	埼玉県	42
5	愛 知 県	290	5	愛 知 県	40
全	国	3,599	全	国平均	28

人口は平成 17 年 10 月 1 日現在の総務省統計局「平成 17 年度国勢調査結果」による

表 3 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都i	直 府	県	H16	H17	増減	都	道系	見	H16	H17	増減
北	海	道	71	100	29	滋	賀	県	20	18	2
青	森	県	15	19	4	京	都	府	38	37	1
岩宮	手	県	15	17	2	大	阪	府	300	386	86
宮	城	県	27	36	9	兵	庫	県	143	133	10
秋	田	県	15	5	10	奈	良	県	19	17	2
山	形	県	15	23	8		歌山]県	12	9	3
福	島	県	19	20	1	鳥	取	県	9	8	1
茨	城	県	36	37	1	島	根	県	7	5	2
栃	木	県	25	31	6	뀔	山	県	37	44	7
群	馬	県	30	52	22	広	島	県	37	38	1
埼	玉	県	285	299	14	彐	П	県	12	17	5
千	葉	県	193	194	1	徳	島	県	8	12	4
東	京	都	830	899	69	香	Ш	県	10	7	3
	奈 川	県	335	378	43		媛	県	18	17	1
新	澙	県	73	71	2	峘	知	県	1	4	3
富	山	県	10	8	2	福	畄	県	80	104	24
石	Ш	県	15	11	4	佐	賀	県	9	19	10
福	井	県	16	14	2	長	崎	県	4	12	8
山	梨	県	9	6	3	熊	本	県	8	11	3
長	野	県	18	33	15	大	分	県	12	15	3
岐	阜	県	34	29	5	멤	崎	県	11	15	4
静	岡	県	48	40	8	鹿	児島	県	30	22	8
愛	知	県	298	290	8	沖	縄	県	7	9	2
\equiv	重	県	25	28	3	伽		計	3,289	3,599	310

は減を示す

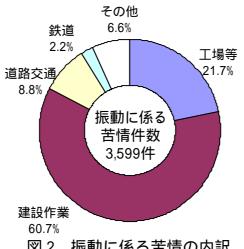
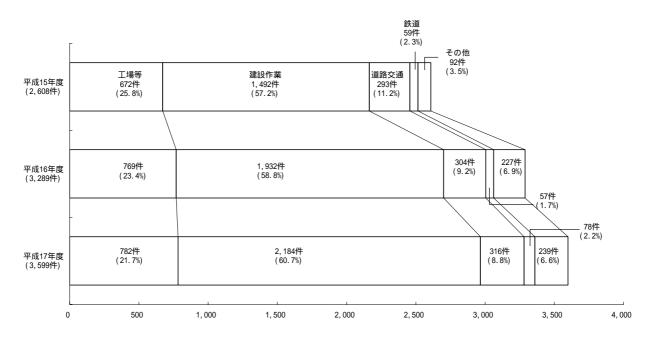


図 2 振動に係る苦情の内訳



過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成17年度

件数

211

27.0%

工場・事業場に対する苦情総数 782 件のうち, 法の規制対象となる指定地域内の特 定工場等に対するものは,約27.0%の211件であった。また,建設作業に対する苦情 総数 2,184 件のうち,同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 36.3%の 792 件 となっている。(表4)

発生源 工場・事業場							建	設 作	業		
	の種類 特定工場等		左記	以外	特定建設作業左記以外		以外				
年 度		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	計	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	計
平成16年度	件数	214	19	447	89	769	723	23	1,137	49	1,932
	%	27.8%	2.5%	58.1%	11.6%	100.0%	37.4%	1.2%	58.9%	2.5%	100.0%

100

12.8%

453

57.9%

18

2.3%

表 4 規制対象・非対象別苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

792

36.3%

23

1.1%

1,303

59.7%

66

3.0%

2,184

100.0%

782

100.0%

注)特定工場等とは,特定施設を有し,法の規制対象となる工場・事業場をいう。

(3)規制の状況

(3)-1 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等の総数は,平成17年度末現在122,460件(平成16年度121,204件)で,前年度より1,256件増加している。(表5)また,特定施設の総数は841,165件(同849,823件)となっている。

特定工場等の内訳を見ると,金属加工機械を設置しているものが約 33.2%と最も多く,次いで,圧縮機を設置しているものが約 29.3%,織機を設置しているものが約 15.9%の順となっている。

特定施設の内訳を見ると,金属加工機械が約32.8%、織機が約31.5%とそれぞれ全体の約3分の1を占め,次いで圧縮機が約20.2%の順となっている。(表6)

表 5	特正上場等数及ひ特定建設作業件数の最近の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特定工場等総数	121,947	121,204	122,460
対前年度	1,031	743	1,256
(増加率)	0.85%	0.61%	1.04%
特定建設作業件数	30,317	31,064	32,680
対前年度	2,178	747	1,616
(増加率)	7.74%	2.47%	5.20%

は減を示す

表 6 法に基づく届出件数 (平成 17年度末現在)

表6 - 1	特定工場等総数	
--------	---------	--

表6-2 特定施設総数

	_ ,, _ , ,, ,		_
設置特定施設	総数	(%)	
金属加工機械	40,698	33.2%	ž
圧縮機	35,855	29.3%	E
土石用破砕機等	3,792	3.1%	
織機	19,499	15.9%	紹
コンクリートブロックマシン等	863	0.7%	
木材加工機械	2,492	2.0%	7
印刷機械	10,736	8.8%	E
ロール機	728	0.6%	
合成樹脂用射出成形機	6,920	5.7%	É
鋳型造型機	877	0.7%	金
計	122,460	100.0%	

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	275,787	32.8%
圧縮機	169,757	20.2%
土石用破砕機等	19,286	2.3%
織機	265,111	31.5%
コンクリートブロックマシン等	2,887	0.3%
木材加工機械	4,621	0.6%
印刷機械	37,948	4.5%
ロール機	3,709	0.4%
合成樹脂用射出成形機	56,212	6.7%
鋳型造型機	5,847	0.7%
計	841,165	100.0%

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 211 件(平成 16 年度 214 件)に対して,平成 17 年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は,報告の徴収 34 件(同 38 件),立入検査 158 件(同 176 件),振動の測定 77 件(同 99 件)であった。振動測定の結果,規制基準を超えていたものは 19 件(同 34 件)であり,改善勧告は 1 件(同 0 件)行われ,改善命令は行われなかった(同 0 件)。

また,振動防止に関する行政指導が195件(同209件)行われた。(表7)

表 7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

苦		情		211	
	報	告の	り徴	卫	34
行	立	λ	検	查	158
政	測			定	77
措	,	うち	基準	超	19
置等	改	善	勧	告	1
等	改	善	命	令	0
	行	政	指	導	195

(3)-2 特定建設作業に対する規制の状況

特定建設作業の実施届出件数

平成 17 年度中の特定建設作業実施届出件数は 32,680 件(平成 16 年度 31,064 件)であり,その内訳を見ると,ブレーカーを使用する作業 24,570 件(同 22,704 件),くい打機等を使用する作業が 7,133 件(同 7,048 件)の順となっており,これらが多くを占めている。(表 5,表 8)

特定建設作業届出件数 平成17年度 平成16年度 くい打機を使用する作業 7,048 7,133 21.8% 223 60 0.2% 鋼球を使用して破壊する作業 917 2.8% 舗装版破砕機を使用する作業 1,089 22,704 75.2% ブレーカーを使用する作業 24,570 31,064 計 32,680 100.0%

表 8 特定建設作業の届出件数

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 792 件 (平成 16 年度 723 件)に対して, 平成 17 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は,報告の徴収 120 件 (同 72 件),立入検査 542 件 (同 510 件),振動の測定 179 件 (同 141 件)であった。振動測定の結果,基準を超えていたものは 10 件 (同 7 件)であった。なお、改善勧告、改善命令は前年度同様行われていない(同 0 件)。

なお,振動防止に関する行政指導が719件(同671件)行われた。(表9)

表 9 指定地域内の特定建設作業振動に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	792	行政措置等	等
くい打機を使用する作業	120	報告の徴収	120
鋼球を使用して破壊する作業	1	立入検査	542
舗装版破砕機を使用する作業	26	測 定	179
ブレーカーを使用する作業	645	うち基準超	10
		改善勧告	0
		改善命令	0
		行 政 指 導	719

(4)道路交通振動に対する措置の状況

指定地域内の道路交通振動の苦情 288 件(平成 16 年度 277 件)に対して,振動の 測定は 130 件(同 109 件)行われており,要請限度を超えていたものは2件(同1件) であった。また,道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は前 年度同様行われていない(同0件)。

なお,これらの振動規制法に基づく措置のほか,道路管理者に対する協力依頼等の措置が 156 件(同 178 件),都道府県公安委員会に対する同様の措置が 25 件(同 17件)行われた。(表 10)

苦 288 測 定 130 行 うち要請限度超 政 0 公安委員会へ要請 措 0 道路管理者へ要請 置 要請以外の公安委員会への措置依頼 25 要請以外の道路管理者への措置依頼 156

表 10 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

3.考察

振動に係る苦情の件数は前年度より増加しており、平成 11 年度以降の増加傾向が続いている。また、平成 17 年度の振動苦情件数が依然として都市圏に集中している。

特定建設作業である「くい打機等を使用する作業」、「ブレーカーを使用する作業」の届出が顕著に増加しており、都市圏における解体・建設作業の増加が苦情増加の原因と推察される。

今後,人口が密集している地域における建設作業のより一層の振動低減を誘導する 施策の在り方について検討する必要がある。